

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成25年10月18日

【計算期間】

第3特定期間（自 平成25年1月22日
至 平成25年7月22日）

【ファンド名】

しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）
（愛称：アジアの恵み）

【発行者名】

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大澤 宣之

【本店の所在の場所】

東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】

野呂 俊夫

【連絡場所】

東京都中央区京橋三丁目8番1号

【電話番号】

03－5524－8161

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

アジア（日本を除く。）の債券に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1. 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2. 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	(あり)
債券	年2回			
一般	年4回			
公債	年6回			
社債	(隔月)			
その他債券	年12回	中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
クレジット属性 ()	(毎月)			
不動産投信	日々			
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他			
資産複合 ()	()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（債券））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの
- 「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- 「アジア」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアの資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。

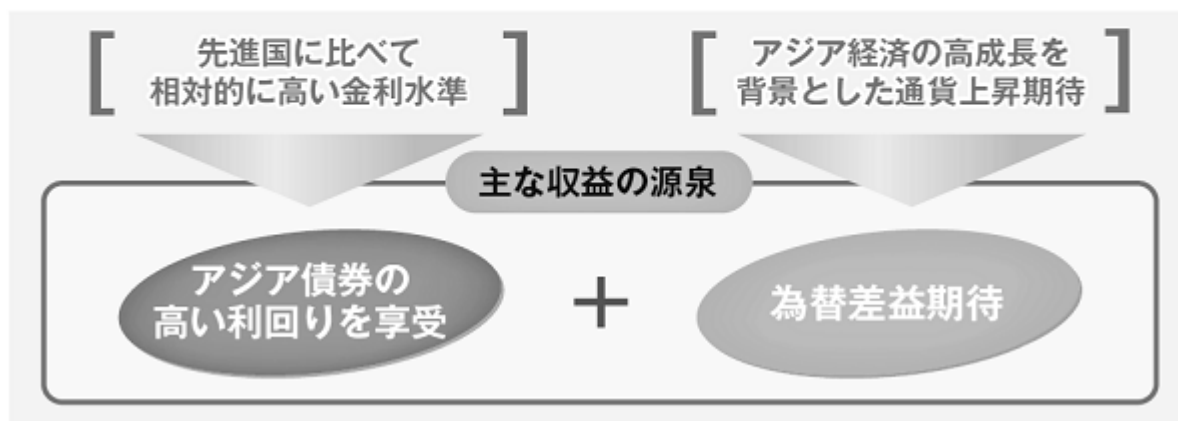
③ファンドの特色

<特色1> アジアの国債を中心に投資します。

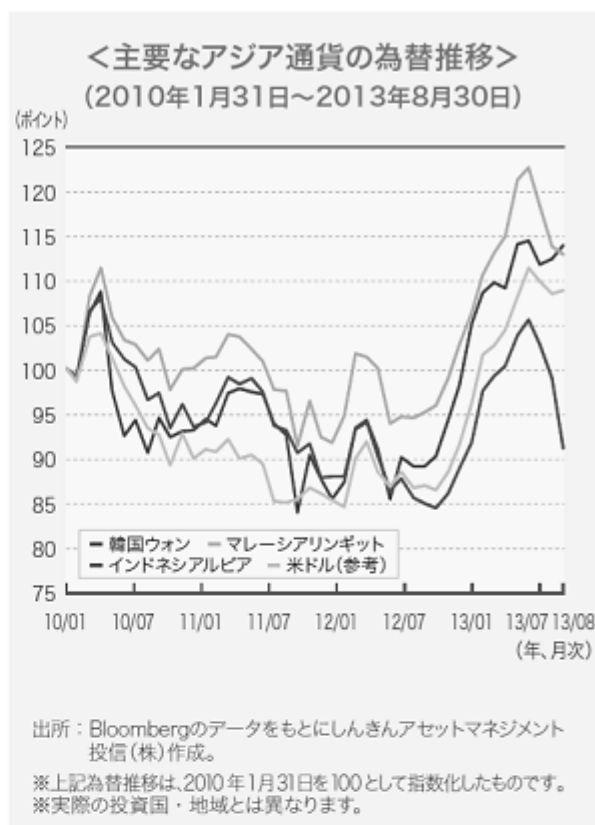
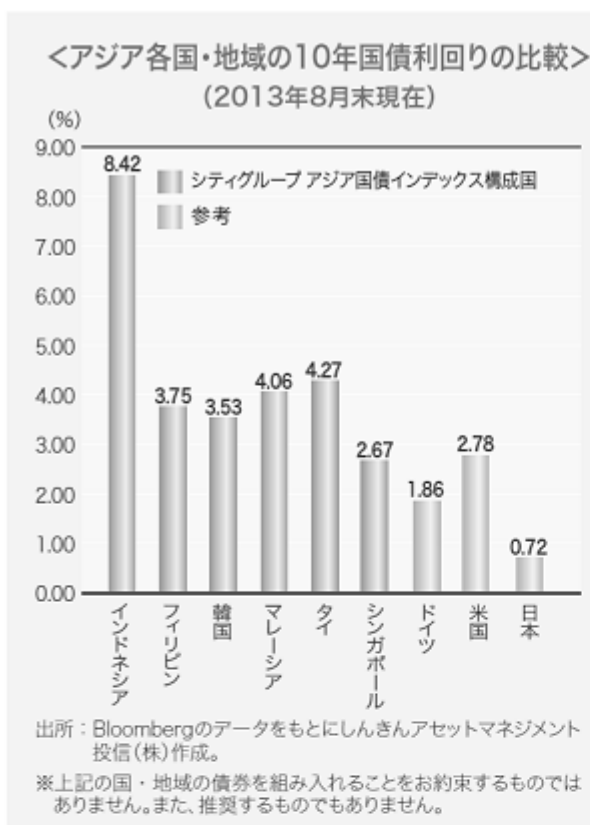


※上記の投資対象国・地域は将来変更となる場合があります。

<特色2> 利子収入と通貨上昇による信託財産の成長を期待できます。



<（参考）アジアの金利および為替の状況>



<運用方針>

- 新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建ソブリン債券^{※1}および準ソブリン債券^{※2}への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
- シティグループアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）^{※3}を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
- 自国通貨建債券のほか、米ドルなどの外国通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。（米ドルなどの外国通貨建債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等^{※4}を行います。）
- 実質的に、アジア投資対象国の通貨に投資しますので、アジアの各通貨の為替相場の影響を受けます。アジア通貨高の場合は、値上がり益を享受することが期待できます。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。

※3 「シティグループ アジア国債インデックス」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

※4 一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引とは、資本規制を実施している通貨への実質的な投資等を目的として、取引時に決定した取引価格と決済期日における実勢直物価格の差額を想定元本に乗じて得た額を米ドルなどで決済する取引です。直物為替先渡取引は、通常の外国為替予約取引と比べ、市場の需給や規制の影響等を大きく受けやすく、為替予約価格が理論上の価格から乖離する場合があります。

※5 市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜(参考) シティグループ アジア国債インデックスの構成国の格付け状況＞（2013年8月末現在）

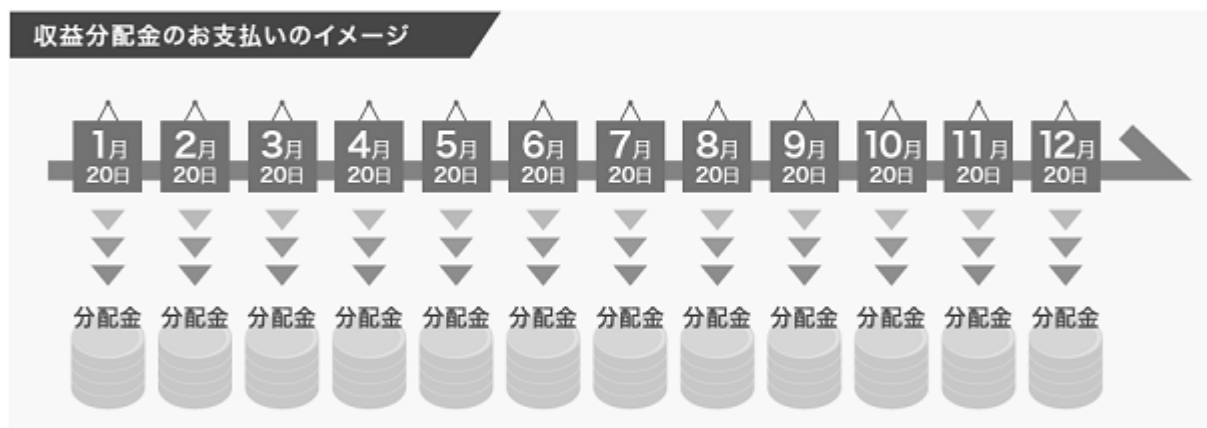
投資国	ソブリン格付	
	S&P	Moody's
インドネシア	BB+	Baa3
マレーシア	A	A3
フィリピン	BBB-	Ba1
シンガポール	AAA	Aaa
韓国	AA-	Aa3
タイ	A-	Baa1

出所：Bloomberg、S&P、Moody'sのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信（株）作成。

※自国通貨建長期債格付

◆ 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料はかかりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

＜収益分配方針＞

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

<追加的記載事項>

【収益分配金に関する留意事項】

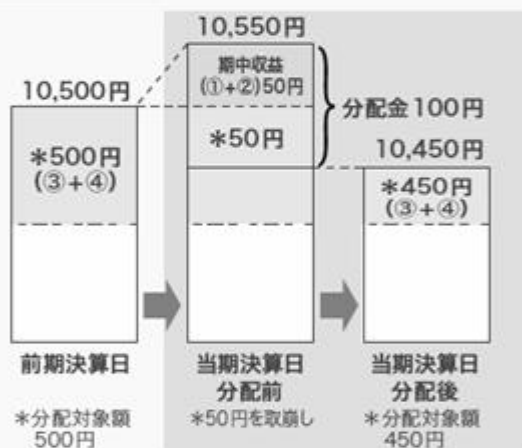
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



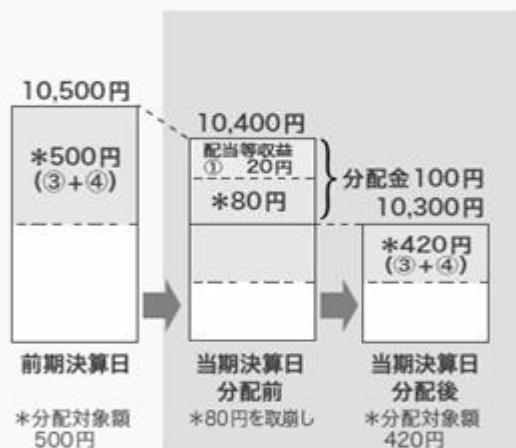
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

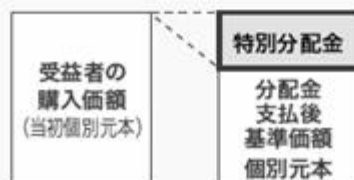
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

●金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると債券の価格は値上がりします。 一般的に金利が上昇すると債券の価格は値下がりします。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

●外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

- 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。 円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんアジア債券マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④信託金の限度額

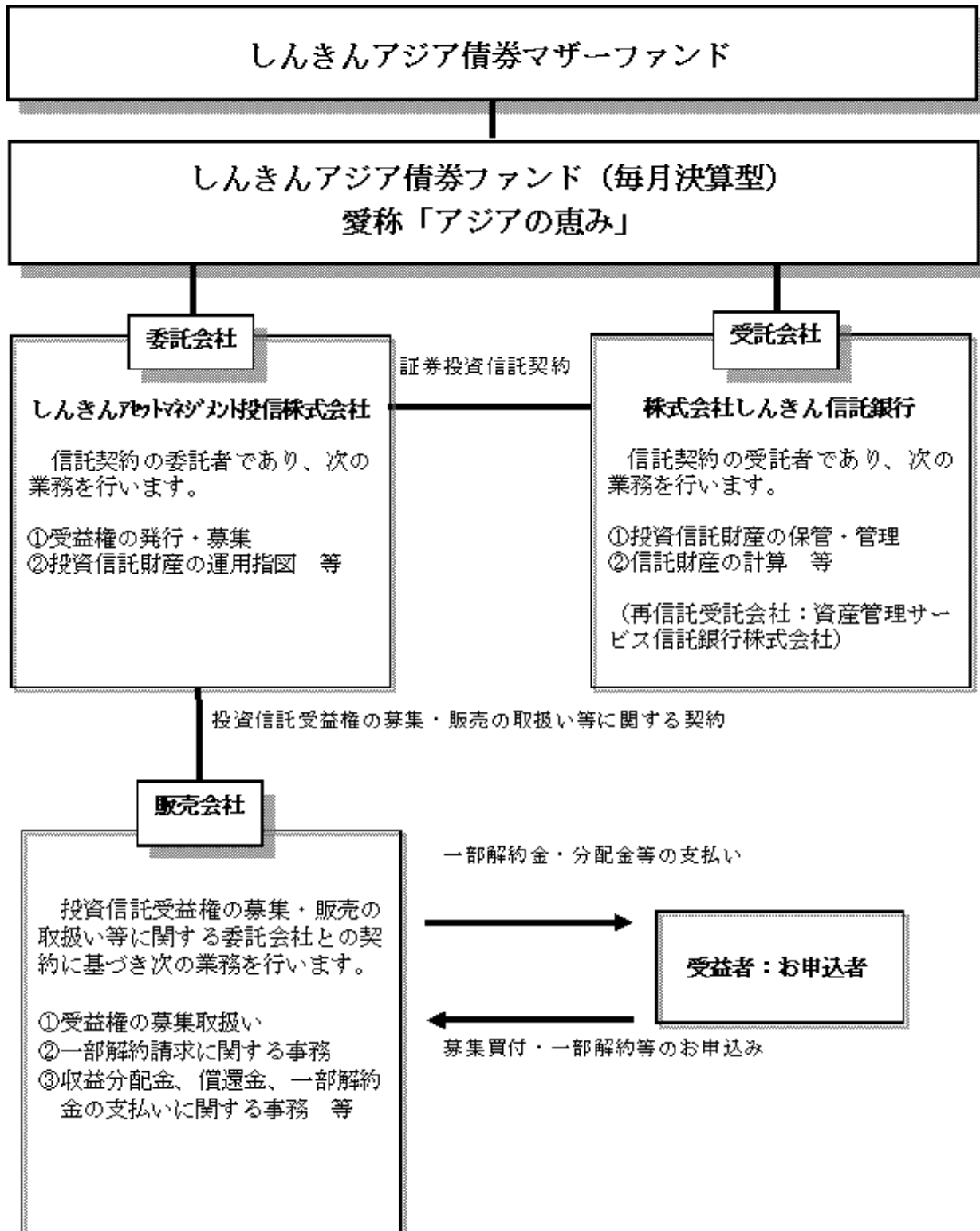
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成24年1月13日信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは以下のとおりです。



＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

①名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

②本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③資本金の額

200百万円

④会社の沿革

平成2年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
平成3年3月	投資顧問業の登録
平成4年3月	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
平成10年12月	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

⑤大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①投資対象

親投資信託である「しんきんアジア債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

②投資態度

1) 投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。

- a. 新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建てソブリン債券および準ソブリン債券への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
- b. シティグループアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
- c. 主にアジアの自国通貨建てソブリン債券※1、準ソブリン債券※2に投資するほか、米ドルなどの外国通貨建てソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合があります。（米ドルなどの外国通貨建て債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建てとなるように外国為替予約取引等を行います。）

※1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。

2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

3) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4) 市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限りします。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

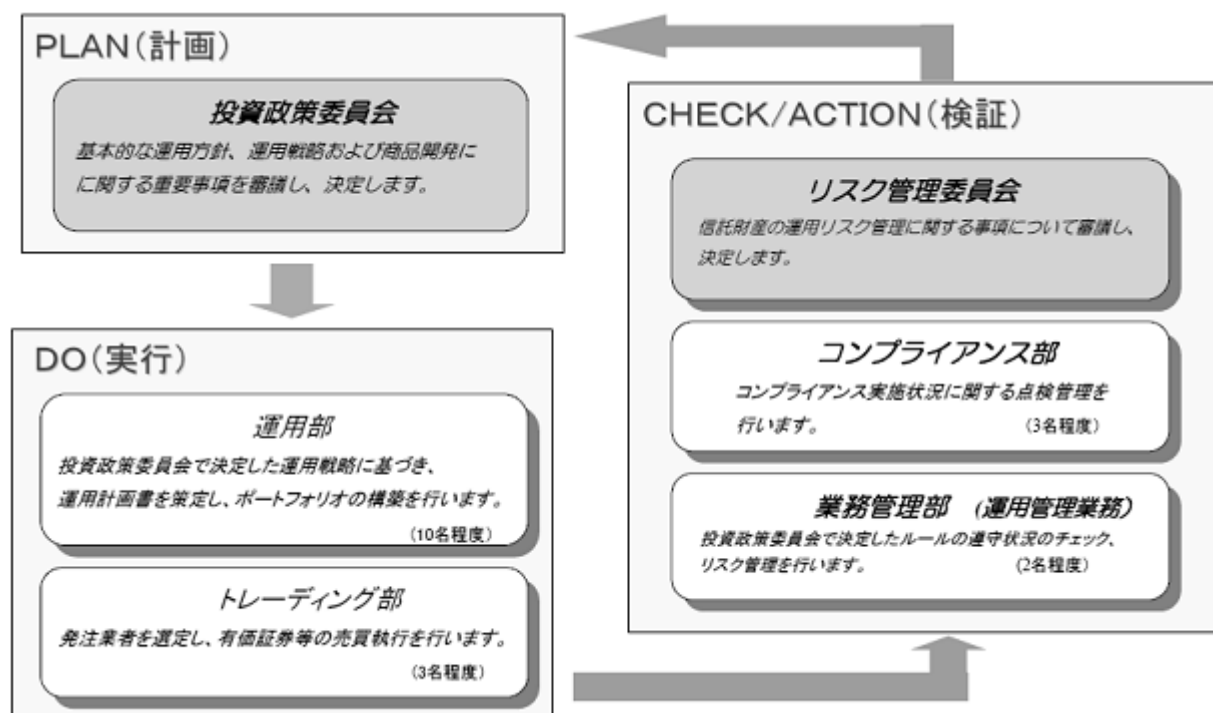
②投資の対象とする有価証券の範囲等

- 1) 委託者は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、株式会社しんきん信託銀行を受託者として締結された「しんきんアジア債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - a. 株券または新株引受権証書
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
 - h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
 - i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - u. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、aの証券または証書、lならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびlならびにqの証券または証書のうちaからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mおよびnの証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は以下のとおりです。



《投資プロセス》

- ① 信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は2013年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎月20日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託者が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」の投資信託約款および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

- ①株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券
 - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をす

ることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約の指図を行うものとします。
- 4) 前項において親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡

取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約の指図を行うものとします。

- 4) 前項において親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額を割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

⑪有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約の指図を行うものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。
- 4) 1) の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑬資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内および、一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内の額とします。
- 3) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 4) 1) の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 5) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑭法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合におい

て、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンド（しんきんアジア債券マザーファンド）の概要

（１）投資方針

①投資対象

アジア各国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

②投資態度

- 1) 新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建てソブリン債券および準ソブリン債券への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
- 2) シティグループアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
- 3) 主にアジアの自国通貨建てソブリン債券^{※1}、準ソブリン債券^{※2}に投資するほか、米ドルなどの外国通貨建てソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合があります。（米ドルなどの外国通貨建て債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建てとなるように外国為替予約取引等を行います。）

※1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。

- 4) 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

①投資の対象とする資産

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条までに定めるものに限りま。
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

②投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形

（３）投資制限

- ①株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（４）その他

「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」が、「しんきんアジア債券マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

3【投資リスク】

「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」（愛称：アジアの恵み）は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１）基準価額の変動要因

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることがあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

④流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性

が低く、市況動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスクの管理体制

運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月１回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

※投資リスクに対する管理体制等は2013年８月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ①申込手数料は、買付け金額に応じて、買付け価額に2.6250%（税抜2.50%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（※買付け金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

- ②収益分配金の再投資に際しては、申込手数料はかかりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。また委託会社においてもご照会いただけます。

- ③申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

＜照会先＞ しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） ＜コールセンター＞0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（土日、休日を除く9:00～17:00） ＜ホームページ＞http://www.skam.co.jp	
---	--

（２）【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額を換金時に信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用という場合があります。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜年率1.25%）を乗じて得た額とします。

項 目	費 用	
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、年率1.3125%（税抜1.25%）	運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。
（委託会社）	純資産総額に対して、年率0.4725%（税抜0.45%）	
（販売会社）	純資産総額に対して、年率0.7875%（税抜0.75%）	
（受託会社）	純資産総額に対して、年率0.0525%（税抜0.05%）	

※「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

- ②投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

- ③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

- ④当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

- ①個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

②収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

※平成26年1月1日より、少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAの制度を利用された場合には、毎年100万円までの公募株式投資信託や上場株式等の配当所得・譲渡所得等が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社に非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	---

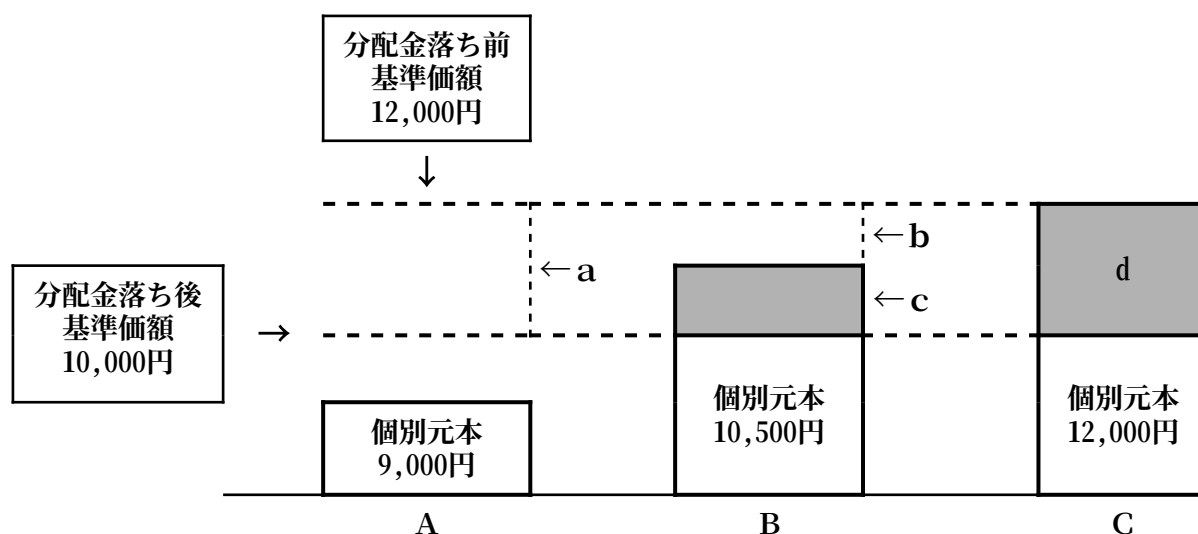
◇課税上は株式投資信託として取扱われますが、益金不算入制度及び配当控除の適用はありません。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）

平成25年8月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日 本	1,020,269,445	98.25
小 計		1,020,269,445	98.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		18,216,185	1.75
合 計（純資産総額）		1,038,485,630	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(参考) しんきんアジア債券マザーファンド

平成25年8月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	インドネシア	232,323,000	22.77
国債証券	韓 国	204,661,916	20.06
国債証券	マレーシア	197,690,165	19.38
国債証券	フィリピン	151,744,124	14.87
国債証券	シンガポール	106,071,773	10.40
国債証券	タ イ	97,984,436	9.60
小 計		990,475,414	97.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		29,759,211	2.92
合 計（純資産総額）		1,020,234,625	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(注2)現金・預金・その他の資産（負債控除後）には、国・地域の現金・経過利息等が含まれます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成25年8月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきんアジア債券 マザーファンド	822,267,445	1.2607	1,036,632,567	1.2408	1,020,269,445	98.25

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年8月30日現在

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.25
合 計	98.25

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) 「しんきんアジア債券マザーファンド」

① 投資信託受益証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（国債証券）

平成25年8月30日現在

国名／ 地域	銘柄名	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
シンガポール	SIGB	500,000	7,814.84	39,074,246	7,652.13	38,260,695	2.250	2021/6/1	3.75
シンガポール	SIGB	450,000	8,278.29	37,252,317	8,081.03	36,364,654	3.125	2022/9/1	3.56
シンガポール	SIGB	400,000	7,909.01	31,636,076	7,861.60	31,446,424	1.125	2016/4/1	3.08
マレーシア	MGS	3,200,000	3,051.82	97,658,360	2,993.03	95,777,209	4.160	2021/7/15	9.38
マレーシア	MGS	2,500,000	3,054.97	76,374,345	3,045.38	76,134,736	4.262	2016/9/15	7.46
マレーシア	MGS	900,000	2,887.34	25,986,070	2,864.24	25,778,220	3.480	2023/3/15	2.52
タイ	THAIGB	23,000,000	304.90	70,128,109	294.15	67,655,308	3.650	2021/12/17	6.63
タイ	THAIGB	10,000,000	305.79	30,579,528	303.29	30,329,128	3.250	2017/6/16	2.97
フィリピン	RPGB	45,000,000	256.63	115,486,312	258.29	116,232,187	5.750	2021/11/24	11.39
フィリピン	RPGB	15,000,000	243.36	36,504,560	236.74	35,511,937	5.375	2027/3/1	3.48
インドネシア	INDOGB	7,000,000,000	1.19	83,765,500	1.13	79,784,250	12.900	2022/6/15	7.82
インドネシア	INDOGB	7,000,000,000	0.81	57,170,750	0.77	53,906,125	7.000	2027/5/15	5.28
インドネシア	INDOGB	5,000,000,000	1.04	52,461,500	0.99	49,822,500	10.250	2027/7/15	4.88
インドネシア	INDOGB	7,000,000,000	0.75	53,109,875	0.69	48,810,125	6.125	2028/5/15	4.78
韓国	NDFB	1,200,000,000	9.46	113,552,538	9.41	112,990,548	4.250	2021/6/10	11.07
韓国	NDFB	1,000,000,000	9.15	91,510,370	9.16	91,671,368	3.500	2016/9/10	8.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年8月30日現在

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
国債証券	97.08
合 計	97.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成25年8月末日、同日前1年以内における各月末および決算期末の純資産額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
設定時 (平成24年1月13日)		500,000,000	—	10,000	—
第1特定期間	第1期末(平成24年7月20日)	538,294,907	540,089,810	10,497	10,532
第2特定期間	第2期末(平成24年8月20日)	557,406,548	559,249,632	10,585	10,620
	第3期末(平成24年9月20日)	578,736,092	580,651,302	10,576	10,611
	第4期末(平成24年10月22日)	613,262,435	615,264,835	10,719	10,754
	第5期末(平成24年11月20日)	641,573,155	643,594,510	11,109	11,144
	第6期末(平成24年12月20日)	693,369,594	695,477,575	11,512	11,547
	第7期末(平成25年1月21日)	748,329,857	751,363,578	12,334	12,384
第3特定期間	第8期末(平成25年2月20日)	820,945,429	824,159,052	12,773	12,823
	第9期末(平成25年3月21日)	902,286,290	905,747,384	13,035	13,085
	第10期末(平成25年4月22日)	978,507,785	982,108,956	13,586	13,636
	第11期末(平成25年5月20日)	1,055,491,967	1,060,043,424	13,914	13,974
	第12期末(平成25年6月20日)	1,008,091,845	1,013,066,314	12,159	12,219
	第13期末(平成25年7月22日)	1,045,979,279	1,051,071,573	12,324	12,384
平成24年8月末日		565,059,826	—	10,410	—
平成24年9月末日		576,540,559	—	10,437	—
平成24年10月末日		623,391,427	—	10,838	—
平成24年11月末日		652,208,952	—	11,250	—
平成24年12月末日		709,470,322	—	11,822	—
平成25年1月末日		761,678,025	—	12,334	—
平成25年2月末日		826,203,941	—	12,646	—
平成25年3月末日		907,422,398	—	12,817	—
平成25年4月末日		976,873,258	—	13,373	—
平成25年5月末日		1,078,331,853	—	13,359	—
平成25年6月末日		1,020,205,800	—	12,182	—
平成25年7月末日		1,037,473,720	—	11,936	—

平成25年 8月末日	1,038,485,630	—	11,473	—
------------	---------------	---	--------	---

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

②【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成24年 1月13日 至 平成24年 7月20日	35
第2特定期間	自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日	225
第3特定期間	自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日	330

③【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1特定期間	自 平成24年 1月13日 至 平成24年 7月20日	5.32
第2特定期間	自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日	19.64
第3特定期間	自 平成25年 1月22日 至 平成25年 7月22日	2.59

（注1）収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

（注2）収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 自：平成24年1月13日 至：平成24年7月20日	513,427,850	598,136
第2特定期間 自：平成24年7月21日 至：平成25年1月21日	111,716,385	17,801,748
第3特定期間 自：平成25年1月22日 至：平成25年7月22日	271,187,068	29,215,684

（注）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

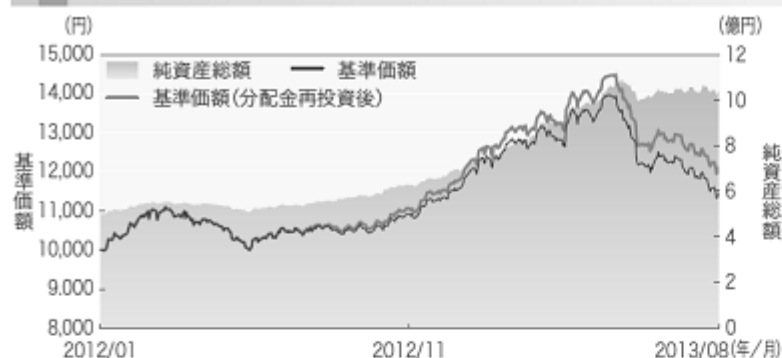
（参考）運用実績

データは2013年8月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



※基準価額及び分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

基準価額・純資産総額

基準価額	11,473円
純資産総額	1,038百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2013年 8月20日	60円
2013年 7月22日	60円
2013年 6月20日	60円
2013年 5月20日	60円
2013年 4月22日	50円
直近1年間累計	580円
設定来累計	650円

主要な資産の状況

●資産別投資比率

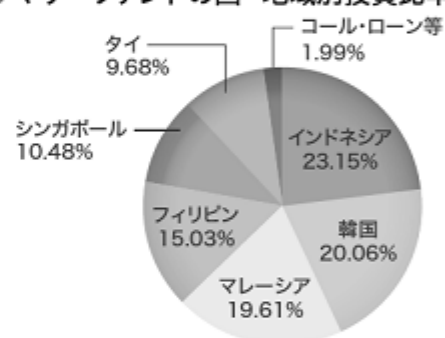
	銘柄名	投資比率
1	しんきんアジア債券マザーファンド	98.25%
2	コール・ローン等	1.75%

＜（参考）しんきんアジア債券マザーファンドの状況＞

組入上位10銘柄					
	国名	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	フィリピン	RPGB	5.750%	2021/11/24	11.39%
2	韓国	NDFB	4.250%	2021/06/10	11.07%
3	マレーシア	MGS	4.160%	2021/07/15	9.38%
4	韓国	NDFB	3.500%	2016/09/10	8.98%
5	インドネシア	INDOGB	12.900%	2022/06/15	7.82%
6	マレーシア	MGS	4.262%	2016/09/15	7.46%
7	タイ	THAIGB	3.650%	2021/12/17	6.63%
8	インドネシア	INDOGB	7.000%	2027/05/15	5.28%
9	インドネシア	INDOGB	10.250%	2027/07/15	4.88%
10	インドネシア	INDOGB	6.125%	2028/05/15	4.78%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

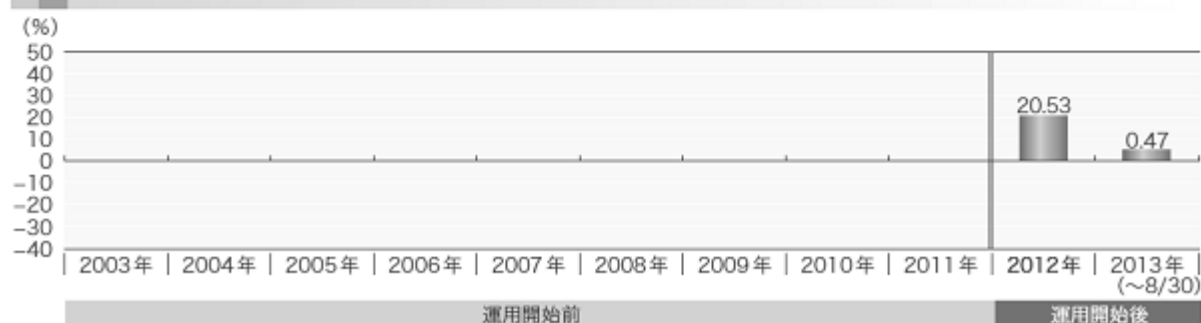
●マザーファンドの国・地域別投資比率



※国・地域別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※しんきんアジア債券マザーファンドの純資産総額は、1,020百万円です。

年間収益率の推移（期間：2012～2013年）



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示しておりません。

※2012年は1月13日（設定日）からの当ファンドの実績騰落率を表示しております。

※上記の騰落率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポートとしてお知らせしております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、1万円以上1円単位です。
- (4) 申込にかかる受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.6250%（税抜2.50%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する日は、受益権の取得の申込みを受付けません。ただし、収益分配金の再投資にかかる追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（土日、休日を除く9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 受益者が一部解約の請求をするときは、取扱い販売会社に対し受益権をもって行うものとします。ただし、韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する日は、受益権の一部解約の申込みを受付けません。
- (5) 委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (7) 換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (8) 一部解約金にかかる収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (10) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (11) 解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目以降から販売会社の営業所等で支払われます。
- (12) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- ・基準価額（受益権1口当りの純資産総額を1万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

②ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

○親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。

※（参考）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・国債証券及び特殊債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

- ①この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年1月13日から平成24年7月20日までとします。
- ②各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が1億口を下回るようになった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当

該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2) から4) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、投資信託約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- 2) 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③反対者の買取請求権

前記①に規定する信託契約の解約または②に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に規定する書面に付記します。

④販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからでも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、毎年1月および7月の計算期間の末日および償還日を基準に運用報告書を作成し、投資信託財産にかかる知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑥公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ②販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

- ③受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年1月22日から平成25年7月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年1月21日現在)	当期 (平成25年7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,409,719	21,873,390
親投資信託受益証券	735,782,698	1,030,381,569
未収利息	22	17
流動資産合計	752,192,439	1,052,254,976
資産合計	752,192,439	1,052,254,976
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,033,721	5,092,294
未払受託者報酬	33,154	47,337
未払委託者報酬	795,707	1,136,066
流動負債合計	3,862,582	6,275,697
負債合計	3,862,582	6,275,697
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 606,744,351	※1,※2 848,715,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	141,585,506	197,263,544
（分配準備積立金）	130,464,981	227,951,813
元本等合計	748,329,857	1,045,979,279
純資産合計	748,329,857	1,045,979,279
負債純資産合計	752,192,439	1,052,254,976

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日)	当期 (自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日)
営業収益		
受取利息	2,331	2,357
有価証券売買等損益	125,087,729	12,598,871
営業収益合計	125,090,060	12,601,228
営業費用		
受託者報酬	164,859	247,070
委託者報酬	3,956,639	5,929,750
営業費用合計	4,121,498	6,176,820
営業利益又は営業損失（△）	120,968,562	6,424,408
経常利益又は経常損失（△）	120,968,562	6,424,408
当期純利益又は当期純損失（△）	120,968,562	6,424,408
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	89,513	△37,124
期首剰余金又は期首欠損金（△）	25,465,193	141,585,506
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,632,101	83,349,968
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,632,101	83,349,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,467,086	9,239,354
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,467,086	9,239,354
分配金	※1 12,923,751	※1 24,894,108
期末剰余金又は期末欠損金（△）	141,585,506	197,263,544

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取り扱い 当特定期間は、前期末および当期末が休日のため、平成25年1月22日から平成25年7月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成25年1月21日現在)	当期 (平成25年7月22日現在)
※1 信託財産に係る 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 512,829,714円 期中追加設定元本額 111,716,385円 期中一部解約元本額 17,801,748円	期首元本額 606,744,351円 期中追加設定元本額 271,187,068円 期中一部解約元本額 29,215,684円
※2 特定期間末日における受益権の総数	606,744,351口	848,715,735口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日)	当期 (自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日)
--------------------------------------	--------------------------------------

※ 1 分配金の計算過程	※ 1 分配金の計算過程
第2期 計算期末における経費控除後の配当等収益1,441,008円（1万口当たり27.36円）、経費控除後の有価証券売買等損益5,040,497円（1万口当たり95.71円）、収益調整金1,417,789円（1万口当たり26.92円）及び分配準備積立金24,754,706円（1万口当たり470.09円）を分配対象収益として、1,843,084円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。	第8期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,076,613円（1万口当たり32.31円）、経費控除後の有価証券売買等損益28,541,894円（1万口当たり444.07円）、収益調整金20,376,147円（1万口当たり317.03円）及び分配準備積立金130,439,785円（1万口当たり2,029.48円）を分配対象収益として、3,213,623円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。
第3期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,038,103円（1万口当たり37.24円）、収益調整金2,017,135円（1万口当たり36.86円）及び分配準備積立金29,393,127円（1万口当たり537.15円）を分配対象収益として、1,915,210円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。	第9期 計算期末における経費控除後の配当等収益3,393,275円（1万口当たり49.02円）、経費控除後の有価証券売買等損益17,742,147円（1万口当たり256.30円）、収益調整金34,686,947円（1万口当たり501.10円）及び分配準備積立金157,706,156円（1万口当たり2,278.27円）を分配対象収益として、3,461,094円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。
第4期 計算期末における経費控除後の配当等収益1,640,874円（1万口当たり28.68円）、経費控除後の有価証券売買等損益8,211,368円（1万口当たり143.52円）、収益調整金3,782,162円（1万口当たり66.11円）及び分配準備積立金29,516,020円（1万口当たり515.91円）を分配対象収益として、2,002,400円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。	第10期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,690,737円（1万口当たり37.36円）、経費控除後の有価証券売買等損益40,544,075円（1万口当たり562.92円）、収益調整金44,582,572円（1万口当たり619.00円）及び分配準備積立金174,057,364円（1万口当たり2,416.68円）を分配対象収益として、3,601,171円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。
第5期 計算期末における経費控除後の配当等収益1,520,872円（1万口当たり26.33円）、経費控除後の有価証券売買等損益22,950,623円（1万口当たり397.39円）、収益調整金4,264,813円（1万口当たり73.85円）及び分配準備積立金37,328,149円（1万口当たり646.34円）を分配対象収益として、2,021,355円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。	第11期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,396,301円（1万口当たり31.59円）、経費控除後の有価証券売買等損益26,244,210円（1万口当たり345.96円）、収益調整金61,319,100円（1万口当たり808.34円）及び分配準備積立金211,507,588円（1万口当たり2,788.22円）を分配対象収益として、4,551,457円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。
第6期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,677,453円（1万口当たり44.45円）、経費控除後の有価証券売買等損益23,092,894円（1万口当たり383.42円）、収益調整金7,940,879円（1万口当たり131.85円）及び分配準備積立金59,486,031円（1万口当たり987.68円）を分配対象収益として2,107,981円（1万口当たり35.00円）を分配金額としております。	第12期 計算期末における経費控除後の配当等収益3,730,344円（1万口当たり44.99円）、収益調整金87,394,629円（1万口当たり1,054.11円）及び分配準備積立金233,273,720円（1万口当たり2,813.65円）を分配対象収益として4,974,469円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。
第7期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,129,775円（1万口当たり35.10円）、経費控除後の有価証券売買等損益50,135,582円（1万口当たり826.30円）、収益調整金11,120,525円（1万口当たり183.28円）及び分配準備積立金81,233,345円（1万口当たり1,338.84円）を分	第13期 計算期末における経費控除後の配当等収益2,962,817円（1万口当たり34.91円）、収益調整金96,989,418円（1万口当たり1,142.77円）及び分配準備積立金230,081,290円（1万口当たり2,710.93円）を分配対象収益として、5,092,294円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

配対象収益として、3,033,721円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。	
--	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日)	当期 (自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成25年1月21日現在)	当期 (平成25年7月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (平成25年1月21日現在)	当期 (平成25年7月22日現在)
種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	53,122,647円	20,109,481円
合 計	53,122,647円	20,109,481円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

前期 (平成25年1月21日現在)	当期 (平成25年7月22日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日)	当期 (自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日)

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(1口当たり情報)

前期 (平成25年1月21日現在)	当期 (平成25年7月22日現在)
1口当たり純資産額 1,2334円 (1万口当たり純資産額 12,334円)	1口当たり純資産額 1,2324円 (1万口当たり純資産額 12,324円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんアジア債券 マザーファンド	777,587,782	1,030,381,569	13,251円
合 計		777,587,782	1,030,381,569	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきんアジア債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりです。

「しんきんアジア債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきんアジア債券マザーファンド

（１） 貸借対照表

区分		平成25年1月21日現在	平成25年7月22日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		9,217,497	10,337,994
コール・ローン		3,408,290	2,493,411
国債証券		719,665,214	1,011,971,935
未収利息		3,371,017	4,963,984
前払費用		109,616	625,085
流動資産合計		735,771,634	1,030,392,409
資産合計		735,771,634	1,030,392,409
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※2	573,128,757	777,587,782
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		162,642,877	252,804,627
元本等合計		735,771,634	1,030,392,409
純資産合計		735,771,634	1,030,392,409
負債純資産合計		735,771,634	1,030,392,409

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成25年1月21日現在	平成25年7月22日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 506,405,514円 期中追加設定元本額 69,231,395円 期中一部解約元本額 2,508,152円	期首元本額 573,128,757円 期中追加設定元本額 204,459,025円 期中一部解約元本額 ー円
元本の内訳	しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型） 573,128,757円 合計 573,128,757円	しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型） 777,587,782円 合計 777,587,782円
※2 本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	573,128,757口	777,587,782口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、為替変動リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成25年1月21日現在	平成25年7月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成25年1月21日現在	平成25年7月22日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,732,245円	△46,645,398円
合 計	5,732,245円	△46,645,398円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

平成25年1月21日現在	平成25年7月22日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

平成25年1月21日現在	平成25年7月22日現在
1口当たり純資産額 1.2838円 (1万口当たり純資産額 12,838円)	1口当たり純資産額 1.3251円 (1万口当たり純資産額 13,251円)

（3） 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	シンガポールドル	SIGB 1.125 04/01/16	400,000.00	409,687.60	
国債証券	シンガポールドル	SIGB 2.250 06/01/21	500,000.00	506,012.00	
国債証券	シンガポールドル	SIGB 3.125 09/01/22	450,000.00	482,418.00	
	シンガポールドル小計	銘柄数 (3)	1,350,000.00	1,398,117.60	

			(106,933,500)	(110,744,895)	
国債証券	マレーシアリングット	MGS 3.480 03/15/23	400,000.00	389,638.80	
国債証券	マレーシアリングット	MGS 4.160 07/15/21	3,200,000.00	3,273,830.40	
国債証券	マレーシアリングット	MGS 4.262 09/15/16	2,500,000.00	2,560,320.00	
	マレーシアリングット小計	銘柄数 (3)	6,100,000.00 (191,845,000)	6,223,789.20 (195,738,170)	
国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.250 06/16/17	10,000,000.00	9,993,310.00	
国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.650 12/17/21	23,000,000.00	22,917,683.00	
	タイバーツ小計	銘柄数 (2)	33,000,000.00 (106,260,000)	32,910,993.00 (105,973,397)	
国債証券	フィリピンペソ	RPGb 5.375 03/01/27	10,000,000.00	10,787,500.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGb 5.750 11/24/21	45,000,000.00	52,256,250.00	
	フィリピンペソ小計	銘柄数 (2)	55,000,000.00 (127,050,000)	63,043,750.00 (145,631,062)	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 10.250 07/15/27	3,000,000,000.00	3,420,000,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 12.900 06/15/22	7,000,000,000.00	9,205,000,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 6.125 05/15/28	7,000,000,000.00	5,836,250,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 7.000 05/15/27	7,000,000,000.00	6,282,500,000.00	
	インドネシアルピア小計	銘柄数 (4)	24,000,000,000.00 (240,000,000)	24,743,750,000.00 (247,437,500)	
国債証券	ウォン	NDFB 3.500 09/10/16	1,000,000,000.00	1,029,363,000.00	
国債証券	ウォン	NDFB 4.250 06/10/21	1,200,000,000.00	1,277,306,400.00	
	ウォン小計	銘柄数 (2)	2,200,000,000.00 (196,900,000)	2,306,669,400.00 (206,446,911)	
国債証券 合計			968,988,500 <968,988,500>	1,011,971,935 <1,011,971,935>	
合計			968,988,500 <968,988,500>	1,011,971,935 <1,011,971,935>	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

注2 合計欄の< >内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しています。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	国債証券3銘柄	100.0%	10.9%
マレーシアリングット	国債証券3銘柄	100.0%	19.3%
タイバーツ	国債証券2銘柄	100.0%	10.5%
フィリピンペソ	国債証券2銘柄	100.0%	14.4%
インドネシアルピア	国債証券4銘柄	100.0%	24.5%
ウォン	国債証券2銘柄	100.0%	20.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年8月30日現在

I 資産総額	1,038,885,106 円
II 負債総額	399,476 円
III 純資産総額（I－II）	1,038,485,630 円
IV 発行済数量	905,154,542 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1473 円

（参考）しんきんアジア債券マザーファンド

平成25年8月30日現在

I 資産総額	1,020,234,625 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	1,020,234,625 円
IV 発行済数量	822,267,445 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2408 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割
委託会社は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

委託会社が発行する株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

2) 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。業務管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・リスク管理委員会

当委員会において、事務局である業務管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果について報告を行います。また、コンプライアンス部は、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等を、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

3) コンプライアンス管理体制

当社は、取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- 1) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- 2) コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- 3) コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者をコンプライアンス部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- 4) 全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記は2013年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年8月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	48	420,761
単位型株式投資信託	3	4,367
合 計	51	425,128

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		1,258,747		1,376,420
前払費用			15,157		15,928
繰延税金資産			34,435		30,901
未収委託者報酬			213,688		271,871
未収運用受託報酬	*2		32,756		38,605
未収収益			147		64
未収還付法人税等			85		—
その他の流動資産			8,319		7,202
流動資産計			1,563,337		1,740,994
固定資産					
有形固定資産	*1		112,764		99,840
建物		89,630		82,733	
器具備品		23,133		17,106	
無形固定資産			31,028		95,800
ソフトウェア		29,362		94,108	
電話加入権		959		959	
その他		705		732	
投資その他の資産			2,526		2,287
長期前払費用		2,526		2,287	
固定資産計			146,319		197,928
資産合計			1,709,657		1,938,923

		前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			188,598		216,788
未払手数料	*2	149,586		175,365	
その他未払金		39,011		41,422	
未払法人税等			1,861		67,070
未払消費税			5,112		11,499
未払事業所税			1,704		1,668
前受収益			2,790		2,782
賞与引当金			57,188		55,941
その他の流動負債			2,185		2,620
流動負債計			259,439		358,371
固定負債					
退職給付引当金			64,597		73,493
役員退職慰労引当金			562		1,687
固定負債計			65,160		75,181
負債合計			324,599		433,552
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			200,000		200,000
利益剰余金					
利益準備金			2,000		2,000
その他利益剰余金			1,183,057		1,303,370
別途積立金		370,000		1,030,000	
繰越利益剰余金		813,057		273,370	
利益剰余金計			1,185,057		1,305,370
株主資本計			1,385,057		1,505,370
純資産合計			1,385,057		1,505,370
負債・純資産合計			1,709,657		1,938,923

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			1,855,440		2,062,299
運用受託報酬	*1		317,027		323,698
営業収益計			2,172,467		2,385,998
営業費用					
支払手数料	*1		966,751		1,046,656
広告宣伝費			7,144		7,005
調査費			321,227		334,728
調査研究費		222,677		238,824	
委託調査費		98,549		95,903	
営業雑経費			52,363		55,826
印刷費		46,329		49,607	
郵便料		200		182	
電信電話料		2,371		2,418	
協会費		3,461		3,617	
営業費用計			1,347,486		1,444,217
一般管理費					
給料			462,941		453,681
役員報酬		24,199		28,464	
給料・手当		319,809		311,080	
賞与		55,052		47,580	
法定福利費		54,235		53,115	
福利厚生費		3,329		3,616	
その他給料		6,315		9,824	
役員退職慰労引当金繰入			1,312		1,125
交際費			3,341		3,631
旅費交通費			11,068		9,329
租税公課			6,304		6,780
不動産賃借料			73,583		73,503
賞与引当金繰入			57,188		50,406
退職給付費用			51,031		48,355
固定資産減価償却費			22,234		28,395
諸経費			68,254		77,909
一般管理費計			757,259		753,118
営業利益			67,721		188,662
営業外収益					
受取利息	*1		437		341
その他営業外収益			202		29
営業外収益計			639		370
営業外費用					
雑損失			100		52
営業外費用計			100		52
経常利益			68,260		188,980

		前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
特別利益		千円	千円	千円	千円
特別利益計			—		—
特別損失					
固定資産除却損		386		94	
特別損失計			386		94
税引前当期純利益			67,874		188,886
法人税、住民税及び事業税			530		65,039
法人税等調整額			1,824		3,533
当期純利益			65,519		120,313

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000	2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	370,000	370,000
当期変動額		
別途積立金の積立	—	660,000
当期変動額合計	—	660,000
当期末残高	370,000	1,030,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	747,537	813,057
当期変動額		
当期純利益	65,519	120,313
別途積立金の積立	—	△660,000
当期変動額合計	65,519	△539,686
当期末残高	813,057	273,370
利益剰余金合計		
当期首残高	1,119,537	1,185,057
当期変動額		
当期純利益	65,519	120,313
別途積立金の積立	—	—
当期変動額合計	65,519	120,313
当期末残高	1,185,057	1,305,370
株主資本合計		
当期首残高	1,319,537	1,385,057
当期変動額		
当期純利益	65,519	120,313
別途積立金の積立	—	—
当期変動額合計	65,519	120,313
当期末残高	1,385,057	1,505,370
純資産合計		
当期首残高	1,319,537	1,385,057
当期変動額		
当期純利益	65,519	120,313
別途積立金の積立	—	—

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	65,519	120,313
当期末残高	1,385,057	1,505,370

[次へ](#)

重要な会計方針

	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
1.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

表示方法の変更

当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
(貸借対照表関係) 前事業年度において、「流動資産」の「未収収益」に含めていた「未収運用受託報酬」は、表示をより明瞭にするため、当事業年度より独立掲記することとしております。 この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。 この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「未収収益」に表示していた32,903千円は、「未収運用受託報酬」32,756千円、「未収収益」147千円として組み替えております。 (金融商品関係) 前事業年度の金融商品の時価等に関する事項において「未収収益」に表示していた32,903千円は、「未収運用受託報酬」32,756千円、「未収収益」147千円として組み替えております。 (関連当事者情報) 前事業年度の関連当事者との取引において「未収収益」に含めて表示していた5,959千円は、「未収運用受託報酬」として組み替えております。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建 物	26,320千円	33,217千円
器具備品	32,356千円	38,258千円

＊2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
普通預金	400,318千円	458,535千円
定期預金	700,000千円	700,000千円
未収運用受託報酬	5,959千円	5,243千円
未払手数料	91,805千円	105,416千円

(損益計算書関係)

＊1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
運用受託報酬	224,963千円	228,327千円
受取利息	406千円	315千円
支払手数料	852,805千円	904,826千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,258,747	1,258,747	—
(2)未収委託者報酬	213,688	213,688	—
(3)未収運用受託報酬	32,756	32,756	—
(4)未収収益	147	147	—
資産計	1,505,339	1,505,339	—
(5)未払手数料	149,586	149,586	—
(6)その他未払金	39,011	39,011	—
(7)未払法人税等	1,861	1,861	—
負債計	190,460	190,460	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,258,472	1,258,472	—
(2)未収委託者報酬	213,688	213,688	—
(3)未収運用受託報酬	32,756	32,756	—
(4)未収収益	147	147	—
合計	1,505,064	1,505,064	—

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,376,420	1,376,420	—
(2)未収委託者報酬	271,871	271,871	—
(3)未収運用受託報酬	38,605	38,605	—
(4)未収収益	64	64	—
資産計	1,686,961	1,686,961	—
(5)未払手数料	175,365	175,365	—
(6)その他未払金	41,422	41,422	—
(7)未払法人税等	67,070	67,070	—
負債計	283,858	283,858	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,376,199	1,376,199	—
(2)未収委託者報酬	271,871	271,871	—
(3)未収運用受託報酬	38,605	38,605	—
(4)未収収益	64	64	—
合計	1,686,740	1,686,740	—

[次へ](#)

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。
2. 退職給付債務に関する事項
- 小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成24年3月31日現在）自己都合要支給額64,597千円を退職給付債務として計上しております。
- なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5. の通りであります。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
退職給付費用 勤務費用	51,031（注）

（注） 勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,707千円を含みます。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（1）制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815,507千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641,697千円
差引額	△271,826,189千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成23年3月分）

0.0493%

(3) 補足説明

過去勤務債務残高	255,938,658千円
繰越不足金	15,887,531千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成25年3月31日現在）自己都合要支給額73,493千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5. の通りであります。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付費用 勤務費用	48,355 (注)

(注) 勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,075千円を含みます。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額	1,386,363,684千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,645,902,300千円
差引額	△259,538,615千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拋出割合（平成24年3月分）

0.0513%

（３）補足説明

過去勤務債務残高	240,975,931千円
繰越不足金	18,562,684千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
賞与引当金繰入限度超過額	21,737	21,263
役員退職慰労引当金	213	641
退職給付引当金繰入限度超過額	24,553	27,934
未払事業税	506	5,266
未払事業所税	647	634
税務上の繰越欠損金	20,071	—
その他	3,680	3,737
繰延税金資産 小計	71,410	59,477
評価性引当額	△36,975	△28,576
繰延税金資産 合計	34,435	30,901
繰延税金資産の純額	34,435	30,901
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	34,435	30,901
固定資産－繰延税金資産	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.48%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	0.78%	
評価性引当額の増減	△48.16%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.68%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.47%	

[前へ](#) [次へ](#)

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	224,963

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	228,327

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任2人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	224,963 千円	未収運用 受託報酬	5,959 千円
								投資信託 の代行手 数料	852,805 千円	未払手 数料	91,805 千円
								事務所 賃借料	60,259 千円	—	—
								出向者 人件費	126,859 千円	—	—

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	84,074 千円	未払手 数料	14,235 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任2人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	228,327 千円	未収 運用受託 報酬	5,243 千円
								投資信託 の代行手 数料	904,826 千円	未払 手数料	105,416 千円
								事務所 賃借料	60,259 千円	—	—
								出向者 人件費	104,424 千円	—	—

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	107,547 千円	未払 手数料	23,246 千円

（注）1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

[前へ](#) [次へ](#)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産額	346,264円32銭	376,342円61銭
1株当たり当期純利益金額	16,379円85銭	30,078円29銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
当期純利益金額	65,519千円	120,313千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益金額	65,519千円	120,313千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 取締役の変更
取締役は、株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。
- (2) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (3) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1－（1）名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)

(2) 資本の額（出資の総額） 490,998百万円（平成25年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2－（1）名称

株式会社しんきん信託銀行（受託会社）

(2) 資本の額 10,000百万円（平成25年3月末現在）

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

・名称

資産管理サービス信託銀行株式会社

・資本の額 50,000百万円（平成25年3月末現在）

・事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 販売会社

委託会社の指定する登録金融機関または金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 受託会社

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

（1） 有価証券報告書

平成25年3月29日
関東財務局長に提出

（2） 有価証券届出書

平成25年3月29日
関東財務局長に提出

（3） 臨時報告書

平成25年1月25日
平成25年4月26日
関東財務局長に提出

独立監査人の監査報告書

平成25年8月28日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）の平成25年1月22日から平成25年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）の平成25年7月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 水守 理智 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。